

平成 3 0 年

上尾市議会 3 月定例会議案

条例案資料

条 例 案 資 料 名

議案第 1 6 号	「上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1
議案第 1 9 号	「上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	3
議案第 2 0 号	「市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	7
議案第 2 1 号	「上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	8
議案第 2 2 号	「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 0
議案第 2 3 号	「上尾市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 1
議案第 2 7 号	「上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 4
議案第 2 8 号	「上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 6
議案第 2 9 号	「上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	1 8
議案第 3 0 号	「上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	2 0
議案第 3 2 号	「上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	2 3
議案第 3 3 号	「上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	2 8
議案第 3 4 号	「上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に	

	関する基準等を定める条例の制定について」要旨……………	3 0
議案第 3 5 号	「上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	3 2
議案第 3 7 号	「上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨……………	3 4

議案第16号

「上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

国家公務員に準じて、職員が育児休業の期間を再度延長すること等ができる特別な事情に新たな内容を加えるための改正

2 内 容

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>____その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者</p>

と別居したこと _____

_____その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____

_____その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

3 施行期日

公布の日

議案第19号

「上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行うための改正

2 内 容

(1) 上尾市職員の給与に関する条例の改正<第1条関係>

① 給料表の改定（別表第1関係）

初任給を中心に若年層に重点を置いた給料月額の上上げを行い、平成29年4月分の給料に遡及して適用するもの

【平均改定率】 0.16%

【平均改定額】 月額558円

② 勤勉手当の支給割合の上上げ（第16条の5関係）

勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を4.30月分から4.40月分とするもの

再任用職員等については、勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を2.25月分から2.30月分とするもの

ア 再任用職員等以外

12月期 0.85月分 → 0.95月分

イ 再任用職員等

12月期 0.40月分 → 0.45月分

※ 「再任用職員等」とは、再任用職員及び特定業務等従事任期付職員をいう。

※ 平成29年12月期の勤勉手当に遡及して適用する。

(2) 上尾市職員の給与に関する条例の改正<第2条関係>

① 55歳を超える職員の昇給についての改正（第4条関係）

55歳を超える職員については、平成30年4月1日の昇給日から、勤務成績が「極めて良好の場合」及び「特に良好の場合」にのみ昇給するよう改める。

勤務成績	改正前	改正後
極めて良好	4号給以上	2号給以上
特に良好	3号給	1号給
良好	2号給	0号給
やや良好でない	1号給	0号給
良好でない	0号給	0号給

② 扶養手当額の改定（第8条、第9条、附則第5項、第6項関係）

平成30年4月1日からの扶養手当の支給額について、次のとおり改定する。

ア 子に係る扶養手当の月額を10,000円とする。

イ 子以外に係る扶養手当の月額を6,500円とし、職員に配偶者がいない場合の扶養手当額の特別の取扱い（※）を廃止する。

ウ 管理職員のうち6級以上の者については、子以外に係る扶養手当の支給額を下記の表のとおり段階的に引き下げる。

○ 各年度における扶養手当の支給月額（単位：円）

年度		平成29年度（現行）	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	5級（課長級）以下	10,000	6,500	6,500	6,500
	6級（次長級）	10,000	6,500	3,500	3,500
	7級（部長級）	10,000	6,500	3,500	0
子		8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	5級（課長級）以下	6,500	6,500	6,500	6,500
	6級（次長級）	6,500	6,500	3,500	3,500
	7級（部長級）	6,500	6,500	3,500	0

※ 「職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る扶養手当の額」については、平成29年度は子10,000円、父母等9,000円とする特別の取扱いをしていたが、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額のとおりとする。

③ 勤勉手当の支給割合の引上げ分の均等配分（第16条の5関係）

(1)の②において引き上げた勤勉手当の支給割合0.10月分（再任用職員等については、0.05月分）を、平成30年度以降の支給においては、6月期及び12月期に均等に配分するもの

ア 再任用職員等以外

6月期 0.85月分 → 0.90月分
 12月期 0.95月分 → 0.90月分
 合計 1.80月分 → 1.80月分（増減なし）

イ 再任用職員等

6月期 0.40月分 → 0.425月分
 12月期 0.45月分 → 0.425月分
 合計 0.85月分 → 0.85月分（増減なし）

支給月数 (単位：月分)

		平成29年度 (現行)	平成29年度 (改定後)	平成30年度 以降
勤勉 手当	6月期	0.85 (0.40)	0.85 (0.40)	0.90 (0.425)
	12月期	0.85 (0.40)	0.95 (0.45)	0.90 (0.425)
	合計	1.70 (0.80)	1.80 (0.85)	1.80 (0.85)
期末手当及び 勤勉手当の合計		4.30 (2.25)	4.40 (2.30)	4.40 (2.30)

※ 表中の（ ）内の数値は、再任用職員等に係る支給月数を表す。

(3) 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正<第3条関係>

① 特定任期付職員に対する給料表の改定（第7条第1項の表関係）

特定任期付職員の給料月額を次のとおり引き上げ、平成29年4月分の給料に遡及して適用するもの

号給	給料月額（円） (現行)	給料月額（円） (改定後)
1	372,000	373,000
2	420,000	421,000

② 特定業務等従事任期付職員に対する給料表の改定（第8条第1項の表関係）

特定業務等従事任期付職員の給料月額を次のとおり引き上げ、平成29年4月分の給料に遡及して適用するもの

職務の級	給料月額（円） （現行）	給料月額（円） （改定後）
1級	167,600	168,600
2級	214,400	214,800
3級	254,400	254,800

③ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ（第10条関係）

期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、期末手当の年間の支給月数を3.25月分から3.30月分に引き上げるもの

12月期 1.625月分 → 1.675月分

※ 平成29年12月期の期末手当に遡及して適用する。

(4) 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正<第4条関係>

期末手当の支給割合の引上げ分の均等配分（第10条関係）

(3)の③において引き上げた期末手当の支給割合0.10月分を、平成30年度以降の支給においては、6月期及び12月期に均等に配分するもの

6月期 1.625月分 → 1.65月分

12月期 1.675月分 → 1.65月分

合計 3.30月分 → 3.30月分（増減なし）

3 施行期日

2の(1)及び(3)については公布の日、2の(2)及び(4)については平成30年4月1日

議案第 20 号

「市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるための改正

2 内 容

期末手当の年間の支給月数を 4.30 月分から 4.40 月分に引き上げ、平成 29 年 12 月期の期末手当に遡及して適用する。

(1) 平成 29 年 12 月期の期末手当の支給割合の引上げ（第 1 条関係）

12 月期 2.225 月分 → 2.325 月分

(2) 平成 30 年度以降の期末手当の支給割合の変更（第 2 条関係）

6 月期 2.075 月分 → 2.125 月分

12 月期 2.325 月分 → 2.275 月分

合計 4.40 月分 → 4.40 月分（増減なし）

期末手当の支給月数

（単位：月分）

	平成 29 年度 （現行）	平成 29 年度 （改定後）	平成 30 年度 以降
6 月期	2.075	2.075	2.125
12 月期	2.225	2.325	2.275
年間支給月数	4.30	4.40	4.40

3 施行期日

2 の(1)については公布の日、2 の(2)については平成 30 年 4 月 1 日

議案第 2 1 号

「上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

自動車取得税が廃止されることに伴い、現行の軽自動車税を、3輪以上の軽自動車の取得者に課税する「環境性能割」と軽自動車の所有者に課税する「種別割」に再編するための改正

2 内 容

(1) 軽自動車税

平成31年10月1日に自動車取得税が廃止されることに伴い、3輪以上の軽自動車については環境への負荷の程度に応じて取得価額に一定の割合を乗じた金額を取得者に課税する「環境性能割」を導入するとともに、現行の軽自動車の所有者に課税している軽自動車税を「種別割」に変更する。

軽自動車税の見直し

課税団体	現行制度	改正後 (平成31年10月1日～)
都道府県	軽自動車に係る自動車取得税(取得者)	廃止し、 環境性能割 を導入
市町村	軽自動車税(所有者)	

環境性能割の税率

区 分		税 率
・電気自動車 ・燃料電池車 ・プラグインハイブリッド車 ・天然ガス車 ・クリーンディーゼル車		非課税 (非課税)
・ガソリン車 ・ガソリン ハイブリッド車	平成32年度燃費基準 +10%達成	非課税 (1.2%)
	平成32年度燃費基準 達成	1.0% (1.6%)
	平成27年度燃費基準 +10%達成	2.0% (1.6%)
上記以外の車		2.0% (2.0%)

※ () は、現在の「軽自動車に係る自動車取得税」の税率

(2) 固定資産税及び都市計画税

緑地保全・緑化推進法人が市の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる特例割合(税負担を軽減する割合)を3分の2と定める。

3 施行期日

2の(1)については平成31年10月1日、2の(2)については公布の日

議案第 2 2 号

「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
要旨

1 趣 旨

国民健康保険について県が財政運営の責任主体となり、市町村が県に国民健康保険事業に要する費用を納付する仕組みとなることに伴い、国民健康保険税の課税額に関する規定を改めるための改正

2 内 容

(1) 国民健康保険税の課税額に関する規定の改正

国民健康保険税が新たに県に納付することとなる国民健康保険事業費納付金の当該納付に要する費用に充てるものとなることを受けて、課税額の構成を規定している規定を改める。(第2条第1項関係)

(2) 減免に関する手続規定の整備

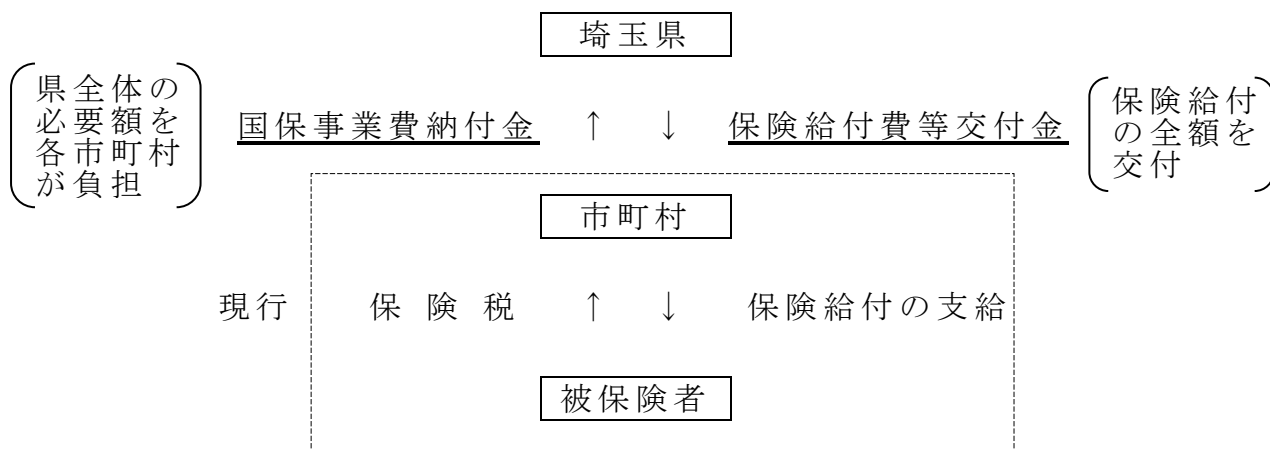
これまで上尾市税条例の規定の例により行ってきた国民健康保険税の減免に関する手続について、本条例に規定を明記する。(第21条関係)

3 施行期日

2の(1)については平成30年4月1日、2の(2)については公布の日

————— < 新たな財政運営の仕組み > —————

※ _____ は新たな制度



議案第23号

「上尾市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について」要旨

1 趣 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、屋外タンク貯蔵所のうち一定のものの設置の許可等に関する手数料の額を引き上げるための改正

2 内 容

事務の種類	貯蔵最大数量による区分	現行	改正案
準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	500k1以上 1,000k1未満	53万円	57万円
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	1,000k1以上 5,000k1未満	83万円	88万円
	5,000k1以上 10,000k1未満	101万円	107万円
	10,000k1以上 50,000k1未満	112万円	120万円
	50,000k1以上 100,000k1未満	142万円	152万円
	100,000k1以上 200,000k1未満	166万円	178万円
	200,000k1以上 300,000k1未満	388万円	407万円
	300,000k1以上 400,000k1未満	510万円	534万円
	400,000k1以上	629万円	649万円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	400,000k1未満	575万円	593万円
	400,000k1以上 500,000k1未満	725万円	747万円
	500,000k1以上	1,070万円	1,090万円

特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査（基礎・地盤検査）	1,000k1以上 5,000k1未満	41万円	42万円
	5,000k1以上 10,000k1未満	54万円	56万円
	10,000k1以上 50,000k1未満	70万円	73万円
	50,000k1以上 100,000k1未満	92万円	96万円
	100,000k1以上 200,000k1未満	104万円	109万円
	200,000k1以上 300,000k1未満	160万円	166万円
	300,000k1以上 400,000k1未満	182万円	190万円
	400,000k1以上	203万円	212万円
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査（溶接部検査）	1,000k1以上 5,000k1未満	49万円	53万円
	5,000k1以上 10,000k1未満	63万円	68万円
	10,000k1以上 50,000k1未満	99万円	103万円
	50,000k1以上 100,000k1未満	131万円	141万円
	100,000k1以上 200,000k1未満	172万円	178万円
	200,000k1以上 300,000k1未満	332万円	343万円
	300,000k1以上 400,000k1未満	406万円	419万円
	400,000k1以上	465万円	480万円
屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査（岩盤タンク検査）	400,000k1未満	910万円	932万円
	400,000k1以上 500,000k1未満	1,240万円	1,260万円
	500,000k1以上	1,700万円	1,730万円

特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	1,000k1以上 5,000k1未満	31万円	32万円
	5,000k1以上 10,000k1未満	43万円	46万円
	10,000k1以上 50,000k1未満	72万円	75万円
	50,000k1以上 100,000k1未満	96万円	102万円
	100,000k1以上 200,000k1未満	121万円	130万円
	200,000k1以上 300,000k1未満	295万円	315万円
	300,000k1以上 400,000k1未満	362万円	387万円
	400,000k1以上	417万円	446万円
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	1,000k1以上 400,000k1未満	266万円	269万円
	400,000k1以上 500,000k1未満	319万円	323万円
	500,000k1以上	479万円	483万円

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 27 号

「上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の規定について」要旨

1 趣 旨

国民健康保険事業の運営の広域化及び後期高齢者医療制度への加入時における住所地特例の見直しに伴い、医療費の支給対象者に関する規定を改めるための改正

2 内 容

(1) 国民健康保険事業の運営の広域化に伴う規定の改正

国民健康保険事業の運営の広域化に伴い、重度心身障害者医療費の支給対象者に関する規定の整備を行う。（第3条第1項第1号キ及び第8号関係）

(2) 後期高齢者医療制度への加入時における住所地特例の見直しに伴う規定の改正

上尾市の国民健康保険（以下「国保」という。）に加入する重度心身障害者医療費（以下「重心医療」という。）の受給者が、県外の介護保険施設等に入所し、当該施設等の所在地に住所を移した場合には、国保及び重心医療の取扱いについては**住所地特例**（次ページの※を参照）の適用を受けることとなっている。

このような受給者が75歳に到達するなどの理由により後期高齢者医療制度に移行した場合には、今までは当該施設等の所在地のある都道府県の後期高齢者医療の被保険者となっていたが、今後は引き続き住所地特例の適用を受け、埼玉県の後期高齢者医療の被保険者となるよう制度変更される。

これを受けて、重心医療の受給資格についても同様に、住所地特例の適用が継続されるよう規定の改正を行う。（第3条第1項第1号ク及び第10号関係）

※ 住所地特例とは、市内に住所を有する者が市外の介護保険施設等に入所し、住所をその施設等の所在地の市町村に変更した場合においても、医療費などの保険給付は、その施設等の所在地の市町村等ではなく、従前（入所前）の住所地の市町村等が行う制度

<変更前>

		入所	75歳到達
住所地	A 県 A 市	B 県 B 市	B 県 B 市
保険者	A 県 A 市国保	A 市国保	B 県広域連合
重心医療	A 県 A 市重心医療	A 市重心医療	B 市重心医療

(住所地特例)

- 重心医療の受給者が75歳に到達すると、当該受給者の加入する健康保険は、A市の国保から、B県の後期高齢者医療広域連合に移る。これに伴い、重心医療の支給を行う市についても、従前（入所前）の住所地であるA市から、現住所地のB市に移っていた。

<変更後>

		入所	75歳到達
住所地	A 県 A 市	B 県 B 市	B 県 B 市
保険者	A 県 A 市国保	A 市国保	A 県広域連合
重心医療	A 県 A 市重心医療	A 市重心医療	A 市重心医療

(住所地特例) (住所地特例継続)

- 重心医療の受給者が75歳に到達すると、当該受給者の加入する健康保険は、A市の国保から、A市の属するA県の後期高齢者医療広域連合に移るよう制度が改正される。これに伴い、重心医療の支給を行う市についても引き続き従前（入所前）の住所地であるA市となるよう、本条例を改正する。

3 施行期日

平成30年4月1日

第4条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第5号に規定する特別の事由がある者で条例で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による措置により児童福祉施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童及び同法の規定による一時保護を加えられた児童のうち、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものとする。

（一部負担金）

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 略

（保健事業）

第8条 この市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) 略

2 略

第4条 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第5号に規定する特別の事由がある者で条例で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による措置により児童福祉施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童及び同法の規定による一時保護が行われた児童のうち、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものとする。

（一部負担金）

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法

第42条第1項第3号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 略

（保健事業）

第8条 この市は、法第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) 略

2 略

3 施行期日

平成30年4月1日。ただし、第4条の改正規定については公布の日

議案第 29 号

「上尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について」要旨

1 趣 旨

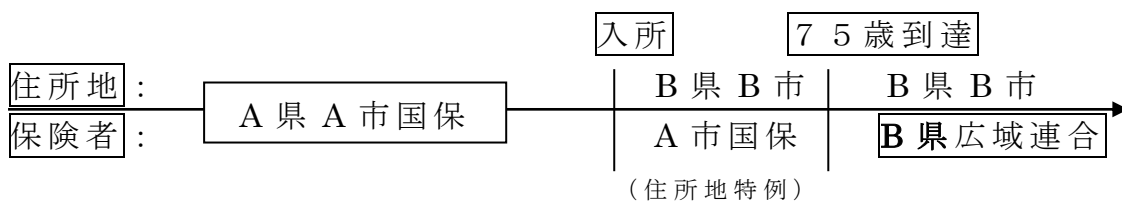
後期高齢者医療制度への加入時における住所地特例の見直しに伴い、
本市が保険料を徴収すべき被保険者の区分を追加するための改正

2 内 容

上尾市の国民健康保険（以下「国保」という。）の加入者が県外の
介護保険施設等に入所し、**住所地特例（※）**の適用を受けていた場合に
は、75歳に到達するなどの理由により後期高齢者医療制度に移行した
場合であっても、他の都道府県の後期高齢者医療の被保険者となるので
はなく埼玉県の後期高齢者医療の被保険者として、**引き続き住所地特
例の適用を受けることとなる**よう法律が改正される。これに伴い、本
市が保険料を徴収すべき被保険者の区分に**当該住所地特例の適用を受
けることとなる者**を追加する。（第2条第5号関係）

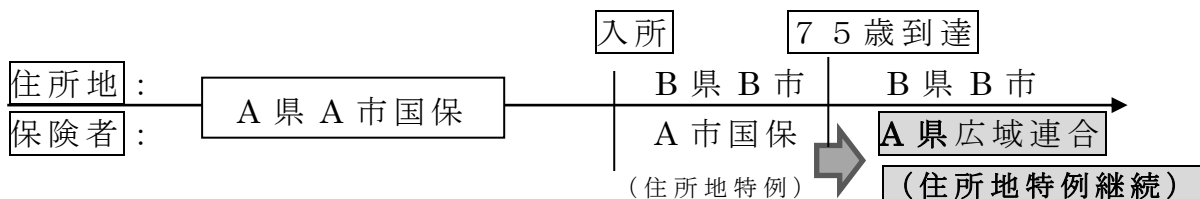
※ 住所地特例とは、市内に住所を有する者が市外の介護保険施設
等に入所し、住所をその施設等の所在地の市町村に移した場合に
おいても、医療費などの保険給付は、その施設等の所在地の市町
村等ではなく、**従前（入所前）の住所地の市町村等が行う制度**

<変更前>



- ・ 75歳到達により、保険者が現住所地の B 県広域連合に切り換わる。
- ・ 新たに B 市が後期高齢者医療の保険料を徴収するようになる。

<変更後>



- ・ 75歳到達により、保険者が前住所地の A 県広域連合となる。
- ・ 引き続き A 市が後期高齢者医療の保険料を徴収する。

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 30 号

「上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

平成 30 年度から平成 32 年度までの間における介護保険料の額を定めるほか、介護認定審査会委員の任期を 3 年に改めるための改正

2 内 容

(1) 介護認定審査会委員の任期について（第 2 条の 2 関係）

改正された介護保険法施行令の規定に基づき、介護認定審査会委員の任期を 3 年に改めたいので、条例に当該委員の任期を規定する。

(2) 今後 3 年間の介護保険料の額（年額）について（第 5 条関係）

平成 27 年度から平成 29 年度まで			平成 30 年度から平成 32 年度まで		
第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老 齢 福 祉 年 金 受 給 者 で、 世 帯 全 員 市 民 税 非 課 税 ・ 生 活 保 護 受 給 者 ・ 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 受 給 者 ・ 世 帯 全 員 が 市 民 税 非 課 税 で 課 税 年 金 収 入 額 + 合 計 所 得 金 額 が 80 万 円 以 下 	24,800 円 (基準額 × 0.45)	第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老 齢 福 祉 年 金 受 給 者 で、 世 帯 全 員 市 民 税 非 課 税 ・ 生 活 保 護 受 給 者 ・ 中 国 残 留 邦 人 等 支 援 給 付 受 給 者 ・ 世 帯 全 員 が 市 民 税 非 課 税 で 課 税 年 金 収 入 額 + 合 計 所 得 金 額 (<u>長 期 讓 渡 所 得 及 び 短 期 讓 渡 所 得 に 係 る 特 別 控 除 額 を 控 除 した 額</u>) から 公 的 年 金 に 係 る 雑 所 得 を 控 除 した 額 が 80 万 円 以 下 	26,400 円 (基準額 × 0.45)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下	36,900 円 (基準額 × 0.67)	第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額 + 合計所得金額 (<u>長 期 讓 渡 所 得 及 び 短 期 讓 渡 所 得 に 係 る 特 別 控 除 額 を 控 除 した 額</u>) から 公 的 年 金 に 係 る 雑 所 得 を 控 除 した 額 が 80 万円を超え 120 万円以下	39,300 円 (基準額 × 0.67)

第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える	41,300円 (基準額 ×0.75)	第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)から公的年金に係る雑所得を控除した額が120万円を超える	<u>44,000円</u> (基準額 ×0.75)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯員が課税(課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下)	45,800円 (基準額 ×0.83)	第4段階	本人が市民税非課税で、世帯員が課税(課税年金収入額＋合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円以下)	<u>48,700円</u> (基準額 ×0.83)
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯員が課税(課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える)	55,100円 (基準額)	第5段階	本人が市民税非課税で、世帯員が課税(課税年金収入額＋合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)から公的年金に係る雑所得を控除した額が80万円を超える)	<u>58,700円</u> (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	62,300円 (基準額 ×1.13)	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)が120万円未満	<u>66,300円</u> (基準額 ×1.13)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満	68,900円 (基準額 ×1.25)	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)が120万円以上200万円未満	<u>73,300円</u> (基準額 ×1.25)

第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	82,700 円 (基準額 × 1.5)	第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)が 200 万円以上 300 万円未満	88,000 円 (基準額 × 1.5)
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満	93,700 円 (基準額 × 1.7)	第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)が 300 万円以上 400 万円未満	99,700 円 (基準額 × 1.7)
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	102,000 円 (基準額 × 1.85)	第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)が 400 万円以上 500 万円未満	108,500 円 (基準額 × 1.85)
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上	110,300 円 (基準額 × 2)	第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額(長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額)が 500 万円以上	117,300 円 (基準額 × 2)

- (3) 介護保険料の減免申請書の提出期限について(第 12 条第 2 項関係)定められた期日までに減免申請書を提出できないことにつき災害その他やむを得ない事由があると市長が認めた場合については、別に市長が定める日までの間は減免申請書を提出することができるよう規定を追加する。

3 施行期日

2 の(1)については平成 31 年 4 月 1 日、2 の(2)については平成 30 年 4 月 1 日、2 の(3)については公布の日

議案第 3 2 号

「上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるための改正

2 内 容

次に掲げる地域密着型サービスについて、厚生労働省令で定める基準と同様の基準とする改正を行う。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ア オペレーターの資格要件について、訪問介護のサービス提供責任者としての経験年数を「3年以上」から「1年以上」に変更する。
ただし、初任者研修課程修了者等である場合には、引き続き「3年以上」とする。（第6条第2項ただし書関係）
- イ オペレーターの専任要件の緩和について、夜間に限定されているが、この要件を撤廃する。（第6条第5項、第7項及び第8項、第32条第3項関係）
- ウ オペレーターとして職員を充てることのできる施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第6条第5項第12号関係）
- エ 介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービスと合わせて、「年4回」から「年2回」とする。（第39条第1項関係）
- オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービスの提供を行わなければならないことを明確化する。（第39条第4項関係）

(2) 夜間対応型訪問介護

オペレーターの資格要件について、訪問介護のサービス提供責任者としての経験年数を「3年以上」から「1年以上」に変更する。ただし、初任者研修課程修了者等である場合には、引き続き「3年以上」とする。（第47条第2項ただし書関係）

(3) 地域密着型通所介護

ア 障害福祉の指定を受けた事業所について、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。（第59条の21及び第59条の22関係）

イ 療養通所介護事業所の利用定員を「9人以下」から「18人以下」に引き上げる。（第59条の27関係）

(4) 認知症対応型通所介護

ア 認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設されている場合に併設型認知症対応型通所介護となる施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第61条第1項関係）

イ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、「施設ごとに3人以下」から「ユニット（共同生活を営むべき住居）ごとにユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直す。（第65条第1項関係）

(5) 小規模多機能型居宅介護

ア サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの対象となる登録者の範囲について、当該サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所に係る「本体事業所」及び「当該本体事業所に係る他のサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」に加え、「当該本体事業所に係るサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」を追加する。（第82条第1項関係）

イ 小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第82条第6項関係）

ウ 管理者及び代表者の資格要件として、特定の施設・事業所において従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有することが義務付けられているが、当該特定の施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第 83 条第 3 項及び第 84 条関係）

エ サービスの提供体制の確保等のため、特定の施設・事業所との間の連携及び支援の体制を整えることが義務付けられているが、当該特定の施設・事業の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第 103 条第 3 項関係）

(6) 認知症対応型共同生活介護

ア 管理者及び代表者の資格要件として、特定の施設・事業所において従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有することが義務付けられているが、当該特定の施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第 111 条第 2 項及び第 112 条関係）

イ 認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催しなければならないことなどを定める。（第 117 条第 7 項関係）

ウ サービスの提供体制の確保等のため、特定の施設・事業所との間の連携及び支援の体制を整えることが義務付けられているが、当該特定の施設・事業の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第 125 条第 3 項関係）

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

ア サテライト型特定施設の本体施設として認められている対象について、「介護医療院」を追加する。（第 130 条第 4 項ただし書関係）

イ サテライト型特定施設の本体施設が介護医療院である場合において、当該サテライト型特定施設における生活相談員等の配置基準を緩和するための要件を定める。（第 130 条第 7 項第 3 号関係）

ウ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催しなければならないことなどを定める。（第138条第6項関係）

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア サテライト型居住施設の本体施設として認められている対象について、「介護医療院」を追加する。（第151条第4項関係）

イ サテライト型居住施設の本体施設が介護医療院である場合において、当該サテライト型居住施設における生活相談員等の配置基準を緩和するための要件を定める。（第151条第8項第4号関係）

ウ サービス提供困難時において紹介すべき施設について、「介護医療院」を追加する。（第153条関係）

エ 地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催しなければならないことなどを定める。（第157条第6項及び第182条第8項関係）

オ 地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。（第165条の2、第168条第6号及び第186条第7号関係）

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

ア サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所が提供する訪問サービス及び宿泊サービスの対象となる登録者の範囲について、「当該本体事業所に係るサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」を追加する。（第191条第1項及び第6項関係）

イ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの対象となる登録者の範囲について、「当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体事業所」、「当該本体事業所に係る他のサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業

所」及び「当該本体事業所に係る他のサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」を追加する。（第191条第1項関係）

ウ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が兼務可能な施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第191条第7項第5号関係）

エ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所について、人員、設備及び運営に関する基準の特例を設ける。（第191条第8項から第10項まで及び第13項、第192条第2項、第194条並びに第199条関係）

オ 管理者及び代表者の資格要件として、特定の施設・事業所において従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有することが義務付けられているが、当該特定の施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第192条第3項及び第193条関係）

カ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合について、設備に関する基準の特例を設ける。（第195条第2項第2号オ関係）

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 33 号

「上尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるための改正

2 内 容

次に掲げる地域密着型介護予防サービスについて、厚生労働省令で定める基準と同様の基準とする改正を行う。

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

- ア 介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設されている場合に併設型介護予防認知症対応型通所介護となる施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第 5 条第 1 項関係）
- イ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について、「施設ごとに 3 人以下」と定めていたものを「1 ユニット（共同生活を営むべき住居）ごとにユニットの入居者とあわせて 12 人以下」に見直す。（第 9 条第 1 項関係）

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ア 小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第 44 条第 6 項関係）
- イ 管理者及び代表者の資格要件として、特定の施設・事業所におい

て従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有することが義務付けられているが、当該特定の施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第45条第3項及び第46条関係）

ウ サービスの提供体制の確保等のため、特定の施設・事業所との間の連携及び支援の体制を整えることが義務付けられているが、当該特定の施設・事業の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第60条第3項関係）

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 管理者及び代表者の資格要件として、特定の施設・事業所において従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有することが義務付けられているが、当該特定の施設・事業所の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第72条第2項及び第73条関係）

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催しなければならないことなどを定める。（第78条第3項関係）

ウ サービスの提供体制の確保等のため、特定の施設・事業所との間の連携及び支援の体制を整えることが義務付けられているが、当該特定の施設・事業の範囲について、「介護医療院」を追加する。（第83条第3項関係）

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 3 4 号

「上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」要旨

1 趣 旨

介護保険法の一部改正に伴い、本市の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるもの

2 内 容

(1) 指定居宅介護支援事業者について

指定居宅介護支援事業者は、要介護者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、心身の状況等を踏まえ、利用するサービスの種類等を定めた居宅サービス計画を作成し、その計画に基づいたサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整を行っている。

(2) 条例で定める基準及び要件について

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 7 条第 1 項第 1 号並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援について、事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

本市の実情においては、厚生労働省令で定める基準と異なる内容を定める特別な事情等はないことから、省令で定める基準のとおりの内容としている。

イ 介護保険法第 7 9 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

(3) 条例の概要

- ア 総則
- イ 基本方針
- ウ 人員に関する基準
- エ 運営に関する基準
- オ 基準該当居宅介護支援に関する基準

3 施行期日

平成30年4月1日（一部規定は平成30年10月1日）

議案第 35 号

「上尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるための改正

2 内 容

介護予防支援について、厚生労働省令で定める基準と同様の基準とする改正を行う。

- (1) 介護予防支援事業者は、特定相談支援事業者との連携に努めることとする。（第 4 条第 4 項関係）
- (2) 介護予防支援事業者は、介護予防支援の提供の開始に際し、利用者が複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明するとともに、当該利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めることとする。（第 7 条第 2 項及び第 3 項関係）
- (3) 担当職員は、介護予防サービス事業者等から情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の心身又は生活の状況に係る情報を、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することとする。（第 33 条第 15 号関係）
- (4) 担当職員は、主治の医師等の意見を求めて介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を当該主治の医師等に交付することとする。（第 33 条第 23 号関係）

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 37 号

「上尾市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

上尾道路沿道中新井・堤崎地区が市街化区域に編入され、工業専用地域となることに合わせて、当該地区における建築物の用途等に関し、その地域特性に鑑みた制限を実効性のある条例上の措置として定めるための改正

2 内 容

上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域（別図参照）において、建築物に関し次に掲げる制限を定める。（別表第 2 関係）

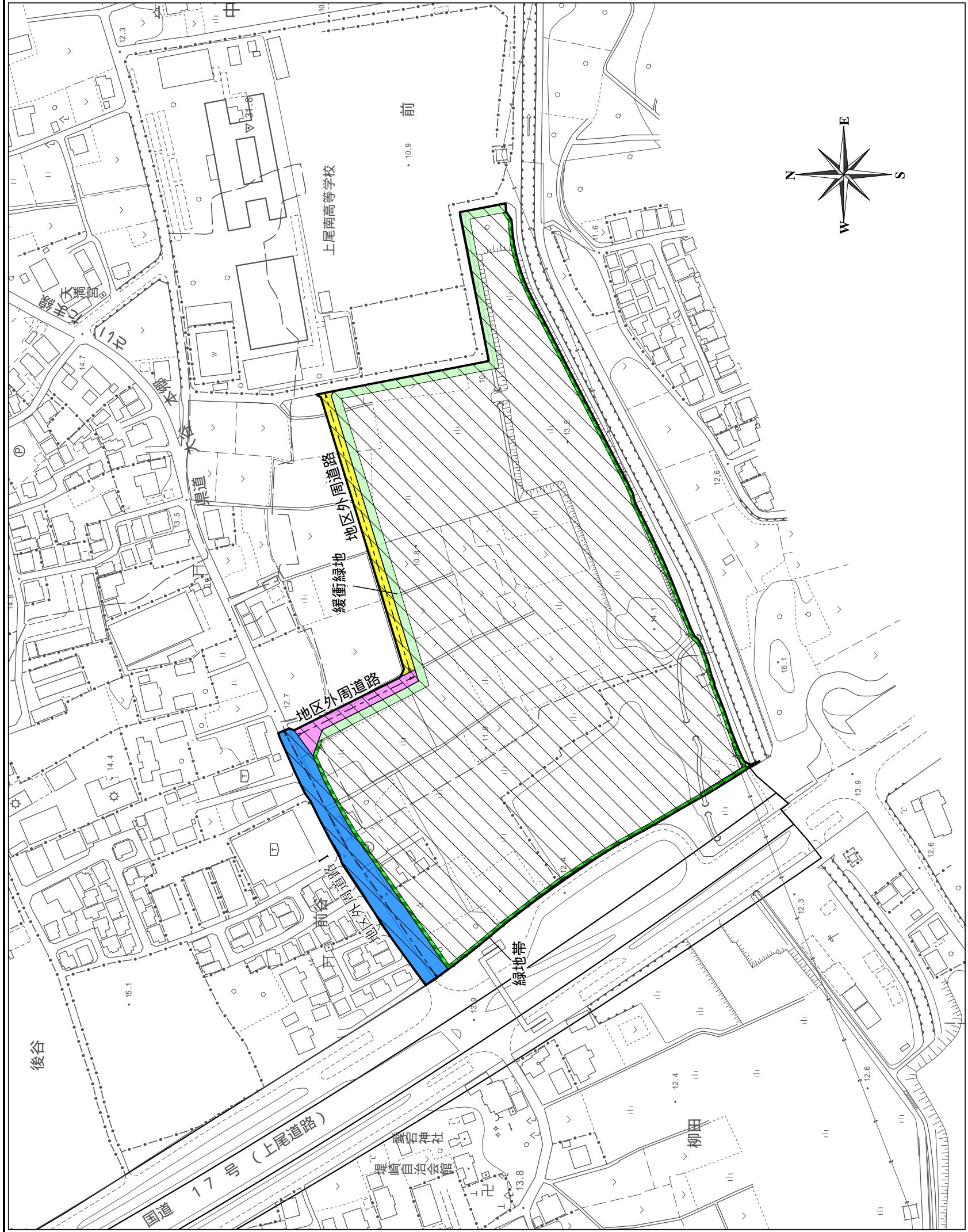
- (1) 建築物の用途の制限
- (2) 建築物の敷地面積の最低限度
- (3) 壁面の位置の制限
- (4) 建築物の最高の高さ

3 施行期日

上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区計画を定めるため上尾都市計画地区計画を変更する都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による告示があった日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

上尾道路沿道中新井・堤崎地区地区整備計画区域

別図



凡例	
	地区整備計画区域
	上尾道路沿道の地域特性を活かすため、ゆとりある敷地面積を有する工業施設や流通業務施設などの立地を誘導する地区とする。
	地区外周道路
	地区外周道路
	地区外周道路
	緑地帯
	緩衝緑地

